訪問入浴介護の運営規程の参考例　※これら以外の項目も必要に応じて記載してください

**○○事業所指定訪問入浴介護事業運営規程**

　（事業の目的）

第１条　＊＊（法人名）が開設する○○事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問　入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理　運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「看護職員等」という。）　が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、　適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業所の看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に　応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことに　よって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な　連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　　○○事業所

　二　所在地　○○市○○・・・・

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　一　管理者　１名

　　　管理者は、事業所の従業者に対する管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

　二　看護職員　○名以上

　　　介護職員　○名以上

　　　看護職員及び介護職員は、指定訪問入浴介護の提供に当たる。

　三　事務職員　○名以上

　　　事務職員は、必要な事務を行う。

　　（営業日及び営業時間）

第５条　事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から　　１月３日までを除く。※「年末年始は休業」のようなあいまいな表現は不可

　二　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

　　（訪問入浴介護の内容）

第６条　指定訪問入浴介護の内容は、次のとおりとする。

　一　利用者の居宅を入浴車で訪問し、浴槽を提供して行う入浴介護

　二　相談援助業務

　三　その他利用者に対する便宜の提供

　　（利用料等）

第７条　指定訪問入浴介護を提供したときの利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当　該指定訪問入浴介護が、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、次の　額を徴収する。

　一　おおむね片道○○キロメートル未満は、△△円。

　二　おおむね片道○○キロメートル以上は、前号の額に◎◎キロメートルにつき□□　　円を加えた額。

３　利用者の選定により、特別な浴槽水及び入浴剤等を使用して行う指定訪問入浴介護を　提供した費用として、その実費を徴収する。

４　前２項に係る費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書　で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市及び◎◎町の区域とする。

※「事業所から10km」のようなあいまいな表現は不可。客観的に区域が特定できるように設定すること

（衛生管理等）

第９条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

　一　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

　二　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

　三　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

　（サービスの利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は指定訪問入浴介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意する。

　一　健康状態に異常があるときは、その旨申し出ること。

　二　サービスの提供を受ける１時間前からは食事を摂取しないこと。

　三　・・・・・

　（緊急時等における対応方法）

第１１条　看護職員等は、訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事　態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等必要な措置を講ずる　とともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第１２条　利用者に対する訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理等）

第１３条　事業所は、提供した訪問入浴介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

２　事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１４条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２ 事業所は、指定訪問入浴介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第１５条　事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

　（個人情報の保護）

第１７条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契　約の内容とする。

（研修の機会の確保）

第１８条　事業所は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護の係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。

一　採用時研修　採用後○か月以内

二　継続研修　年○回

　（その他運営に関する重要事項）

第１９条　事業所は、指定訪問入浴介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

２　事業所は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

※以降、運営規程を変更した場合は、改定履歴を追加してください。